

鹿児島県産品販路拡大支援事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 鹿児島県産品販路拡大支援事業事務局（以下「事務局」という。）は、鹿児島県産品販路拡大支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき事業を行う補助事業者に対し、鹿児島県産品販路拡大支援事業支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この交付要領の定めるところによる。

(交付対象者及び補助対象経費等)

第2条 支援金の交付対象者は、以下の各号いずれにも該当しない者とする。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は視点若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者の団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に避難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 法人等が刑事告訴された結果、又は民事法上の不法行為を行った結果、係争中であるとき。
- (6) 鹿児島県税を滞納しているとき。

2 支援金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。ただし、千円未満は切り捨てとする。

(支援金の交付申請)

第3条 規則第3条の支援金交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により支援金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) その他事務局が必要と認める書類

3 支援金交付申請書の提出期限は、事務局が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

4 支援金交付申請書の提出に当たって、当該支援金にかかる消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法

（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該支援金に係る消費税仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（決定の通知）

第4条 規則第6条の規定による支援金の交付の決定の通知は、支援金交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

（支援事業の内容等の変更）

第5条 規則第7条第1項の支援事業の内容等の変更事由は、別表のとおりとする。

2 規則第7条第1項の支援金変更申請書は、別記第5号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業変更計画書（別記第2号様式）

(2) 変更収支予算書（別記第3号様式）

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、支援金変更交付決定通知書（別記第6号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

（状況報告）

第7条 規則第11条第1項の規定による事業遂行状況報告については、別記第7号様式によりこれを事務局に報告しなければならない。

（事業の着手）

第8条 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。ただし、支援金の交付申請者（以下、「申請者」という。）が、やむを得ない事情により支援金の交付決定前に事業を着手する必要がある場合には、申請者は、あらかじめ、事務局の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した事前着手届（別記第8号様式）を事務局に提出するものとする。

2 前項のただし書により交付決定の前に着手する場合については、申請者は、事業の内容及び支援金の交付が確実となってから着手するものとする。この場合において、申請者は交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすること、また、事業の全部又は一部が支援の対象とならないことがあり得ることを了知の上で行うものとする。

（実績報告）

第9条 規則第13条の支援事業実績報告書は、別記第9号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により支援事業実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実績書（別記第2号様式）

(2) 収支精算書（別記第3号様式）

(3) 実績書の内容を裏付ける書類、その他事務局が必要と認める書類

3 第1項の支援事業実績報告書の提出期限は、事業完了の日から1箇月を経過した日又は2月末日までのいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

4 第3条第4項ただし書の規定により交付の申請をした支援事業者は、支援事業実績報告書を提出するに当たって、当該支援金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを支援金額から減額して報告しなければならない。

5 第3条第4項ただし書の規定により交付の申請をした支援事業者は、支援事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該支援金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した支援事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに事務局に報告するとともに、これを返還しなければならない。

また、当該支援金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、支援金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、別記第10号様式により事務局または知事に報告しなければならない。

（支援金の額の確定）

第10条 規則第14条の規定による支援金の額の確定の通知は、支援金交付確定通知書（別記第11号様式）により行うものとする。

（支援金等の交付）

第11条 規則第16条第1項の支援金交付請求書は、別記第12号様式のとおりとする。

2 この要綱に基づき交付される支援金については、概算払をすることができる。

3 支援金は、交付決定額の10分の8以内の額を1回に限り、概算払いにより交付することができる。

4 規則第16条第3項の支援金概算払申請書は、別記第13号様式のとおりとする。

（個人情報保護等に係る対応）

第12条 支援事業者は、事業遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは、法令を遵守し適正な管理をするものとし、事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

（海外の付加価値税に係る還付金の納付）

第13条 支援事業者は、事業終了後に手数料等を上回る海外の付加価値税の還付が見込まれるときは、付加価値税の還付手続きを速やかに行い、手数料等を除いた還付額に係る支援金相当額を県に納付するものとする

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月16日から施行する。

この要綱は、令和7年5月12日から施行する。

別表（第 2 条及び第 5 条関係）

支援金対象経費	補助率又は 補助額	支援事業等の内容等 の変更要件
輸出商社等が実施する，鹿児島県産品の海外市場への新規販路開拓（新規生産者又は新規品目若しくは新規販路先との取引開始）に資する取組に要する経費。 (1) 海外での営業活動に係る旅費，賃金，通訳費・翻訳料，手数料，通信費，広報費，委託料，出展料，資材購入費 (2) 県内産地への海外バイヤー招聘に係る通訳費・翻訳料，バイヤー旅費・宿泊費 (3) 効率的な輸送ルートを構築するためのテスト輸送に係る賃借料，輸送費	定額	(1) 支援金額の30%を超える減

鹿児島県産品販路拡大支援事業実施要領

第1 目的

輸出に取り組もうとする産地（生産者の組織する団体あるいは生産者個人、グループ。以下同）にとって、輸出先国・地域のニーズの把握、海外の実需者（卸商社、小売事業者、飲食店等業務事業者等）とのマッチング、効率的な輸送ルートの確保は、通常の国内出荷とは異なる規制、言語、商習慣、手続きへの対応が求められ、対応が困難かつ労力を要することが海外への新規販路開拓の妨げとなっている。そのため、産地と連携して意欲的に販路開拓に取り組む輸出商社等の営業活動を支援することにより、鹿児島県産品の海外市場への新規販路開拓を図ることを目的とする。

第2 定義

この要領で用いる用語の定義は以下のとおりとする。

(1) 鹿児島県産品

鹿児島県内で生産・製造された農林水産物（食品に限る）、加工食品（酒類含む）及び工芸品等であること。

(2) 輸出商社等

日本国内に本拠を置き、これまで鹿児島県産品の輸出実績がある、鹿児島県産品の輸出に取り組む事業者であること。

ただし、自社及びグループ会社において、農林水産物、加工食品及び工芸品等の生産・製造を行っている場合、当該農産物等の輸出に係る経費は補助対象に含めないものとする。

(3) 新規販路開拓

新たに輸出に取り組む鹿児島県内事業者（新規事業者または新規品目）との契約による調達先の開拓又は、新たな海外商社等との契約による取引先の開拓（新規輸出先国への販路開拓を含む）であること。

第3 事業内容

産地と連携して取り組む、鹿児島県産品の海外市場への新規販路開拓のためのプロジェクトを予算の範囲内で支援する。

第4 対象事業者

対象事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) これまで鹿児島県産品の輸出実績があり、鹿児島県産品の輸出に取り組む輸出商社等であること。

(2) G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のコミュニティサイトに登録していること。

第5 事業実施期間

この事業は、事業が承認された年度の交付決定日から事務局指定日の 17

時まで実施することとする。

事業実施期間中に支払い（振込）が完了している証憑を事務局に提出すること。

第6 補助対象経費

輸出商社等が実施する，鹿児島県産品の海外市場への新規販路開拓に資する取組に要する経費（事業実施計画が承認された事業実施期間のプロジェクトに要した経費のうち承認された経費）

- (1) 海外での営業活動に係る旅費（鹿児島県産品の生産者も対象とし，新規販路開拓に係る活動に相当する部分に限る），賃金（フェア開催時の販売員等），通訳費・翻訳料，手数料（サンプル分通関経費等），通信費（郵便関連費等），広報費（海外メディアへの記事掲載等），委託料（事業実施にあたり特殊な知識等を必要とする場合，やむを得ずその事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費），出展料（展示会への出展に係る経費等），賃借料（レンタカー代，会場使用料等），使用料（商談会の会場料，焼き芋器等販売に必要な機器リース料，店舗棚賃料等），資材購入費（ポップや立て札作成等）
- (2) 県内産地への海外バイヤー（レストランシェフ，バーマン，ソムリエ等含む）招聘に係る通訳費・翻訳料，旅費（海外バイヤー1人当たり年1回を上限），使用料
- (3) 効率的な輸送ルートを構築するためのテスト輸送に係る賃借料（現地倉庫等借り上げ料（6箇月を上限）），輸送費（コンテナ借り上げ料等）
※テスト輸送に係る物品を販売し，利益を得ることを原則禁止する。

※ 以下に掲げる経費は対象外とする

- (ア) 通常の営業活動のための経費又は，携帯電話，パソコン，調理器具，等汎用性の高い機器資材に係る経費（借上料，通信契約，備品費等）
- (イ) 鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年規則第1号）第4条第1項の交付の決定の前に発生した経費（鹿児島県産品販路拡大支援事業支援金交付要綱8条による事前着手届を提出した場合を除く）
- (ウ) 雇用関係が生じるような月極の給与，賞与，退職金その他各種手当等
- (エ) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち，消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額）
- (オ) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

第7 補助率 定額

第8 事業実施の手続き

1 事業実施計画の承認申請

本事業の利用を希望する者（以下「申請者」という）は、実施しようとする事業について、以下の書類を郵送及び電子メールで、事務局に提出するものとする。

なお、電子メールでの提出は各申請書類の複写とする。

- (1) 承認申請書（別記第14号様式）
- (2) 事業計画書（別記第2号様式）
- (3) 収支予算書（別記第3号様式）
- (4) 自社の概要が分かるパンフレット等資料
- (5) 直近3箇年の収支の状況が分かる資料
- (6) G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のコミュニティサイトに登録していることが分かる書類

2 審査

事務局は提出された事業計画書について審査を行う選定委員会を開催することとし、別表の配分基準で実施プロジェクトごとに審査を行い、予算の範囲内において獲得ポイントの高い順に承認する。事務局は、承認に当たって、必要に応じて申請者に聞き取りを行い、支援対象外と認められる経費の除外など事業計画の補正を行い、提出された収支予算書の金額から減額して承認する場合がある。なお、以下の場合には計画書の内容にかかわらず不承認とする。

- (1) 申請書類に不備、不足があり、事務局からの補正等に応じない場合
- (2) 申請者と連絡が取れない場合
- (3) 計画の内容に関する事務局からの聞き取りに対し、申請者の応答がないと認められる場合
- (4) 申請者が対象事業者の要件に適合しない場合
- (5) 計画書の内容に虚偽があると認められる場合
- (6) 事業計画の実現可能性がないと認められる場合
- (7) 事業効果が期待できないと判断される場合

3 事業実施計画の承認

事務局は、2の審査終了後、申請者に別記第15号様式にて結果を通知するものとする。

4 支援金の交付手続き

計画を承認された申請者は、別に定める期日までに、事務局に別記第1号様式にて支援金の交付申請を行うものとする。ただし、やむを得ない事情で事業の実施を中止する場合は、速やかに書面で事務局にその旨を通知するものとする。

5 手続きに当たっての留意事項

- (1) 申請者は、実施要領のほか事業関係例規の内容を了知のうえ申請するこ

と。

- (2) 申請者は、提出した書類が承認、不承認にかかわらず返却されないことを知すること。
- (3) 事務局は、提出された書類について秘密保持に十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しないものとする

第9 事業の実施

事業の実施に当たっては、第8の規定により承認された事業実施計画に基づき、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年1月6日規則第1号）等に定める所要の手続きを経るものとする。

第10 事業実績報告

事務局は、事業実績確認に当たって、必要に応じて申請者に聞き取りを行い、支援対象外と認められる経費の除外など事業実績の補正を行い、提出された実施実績書の金額から減額する場合がある。なお、以下の場合には実施実績、提出証憑の内容にかかわらず不承認とする。

- (1) 別に定める期日までに、申請書類の提出がなされなかった場合
- (2) 申請書類に不備、不足があり、事務局からの補正等に応じない場合
- (3) 申請者と連絡が取れない場合
- (4) 計画の内容に関する事務局からの聞き取りに対し、申請者の応答がないと認められる場合
- (5) 申請者が対象事業者の要件に適合しない場合
- (6) 実施実績書の内容に虚偽があると認められる場合
- (7) 事業効果が期待できないと判断される場合

第11 不当廉売の禁止

事業の実施に当たっては、本支援金を原資とした不当廉売（取り扱う鹿児島県産品を通常の販売価格より不当に安価で販売すること）と認められる行為を行ってはならない。

第12 その他

- 1 事業実施者は、事業終了後も事務局または知事が実施する輸出の実態調査（事業実施主体が取り扱う鹿児島県産品の輸出額や輸出の現状に関するもの等）に協力するものとする。
- 2 申請者は、事業（中間）報告について事務局の求めに応じて適宜提出すること。
- 3 申請者は、プロジェクトの目的・内容・対象国の変更を要する場合、12月末日までに事務局へ事前に協議を行い、事務局及び販路拡大・輸出促進課の承諾のうえ、補助金交付要綱に従い変更申請を行うこと。
- 4 この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この実施要領は令和5年6月16日から施行する。
この実施要領は令和6年4月19日から施行する。
この実施要領は令和7年5月12日から施行する。

別表 配分基準

※実施プロジェクト毎に評価を行う

※審査項目ごとに複数の内容が該当する場合、最もポイントが高いものをひとつ配分する

審査項目	内容	ポイント
1 対象品目	・複数品目の鹿児島県産品を対象とする横断的な取組である ・上記以外の取組である	10 5
2 対象品目輸出実績	・対象品目を継続的に輸出した実績がある※ ※昨年度、本事業で対象品目を新たに輸出した実績がある。 ・対象品目をイベントやテスト販売等で単発的に取り扱った実績がある	10 +10 5
3 海外での新規販路開拓における自社の強み	・海外における明確な営業基盤を築いており、鹿児島県産品の新たな販路開拓が大いに期待できる ・海外における営業活動を積極的に展開しており、鹿児島県産品の新たな販路開拓が期待できる ・海外における営業活動を展開する意欲があり、鹿児島県産品の新たな販路開拓が期待できる	10 5 3
4 県内産地との連携における自社の強み	・これまでも県内の産地と連携しており、新たな産地との連携も期待できる ・これまで県内の産地と連携していないが、新たな産地との連携が期待できる	10 5
5 事業計画の実現可能性	・計画の内容が具体的かつ根拠が認められ、目標とする成果が十分高い ・計画の内容が具体的かつ根拠が認められ、一定の成果が期待できる	20 10
6 事業計画の新規性	・これまで輸出実績のない輸出先国かつ対象品目を対象とした意欲的な取組である ・これまで輸出実績のない対象品目を対象とした意欲的な取組である ・これまで輸出実績のない輸出先国を対象とした意欲的な取組である	15 8 5
7 県内空港・港湾の活用	・これまでも継続的に県内空港・港湾を活用しており、更なる活用が期待出来る取組である ・これまで県内空港・港湾の活用はないが、新たに活用する取組である	10 5
8 県または貿易協会輸出商談会への参加の有無	・県又は鹿児島県貿易協会が主催する輸出商談会に参加実績があり、今年度も参加する予定である ・県又は鹿児島県貿易協会が主催する輸出商談会に参加実績が無く、今年度は参加を予定している。 ・県又は鹿児島県貿易協会が主催する輸出商談会に参加実績があるが、今年度は参加する予定はない。 ※該当する商談会 R5.9.8「うんまか鹿児島輸出商談会」 R6.10.15「南の宝箱鹿児島輸出商談会」 R7.10.14予定「南の宝箱鹿児島輸出商談会」	5 3 0
計（最大）		100